

仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業実施要綱（訪問系）

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う介護保険施設等に対する緊急的な支援を目的として、光熱水費等を助成するための仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 申請日時点で介護保険等の指定を受けて運営を継続している次に掲げるサービスを提供する事業所等とする。

サービス種別	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売、居宅介護支援
備 考	1 仙北市立の事業所（指定管理を含む。）は補助対象外とする。 2 医療系サービスみなし指定事業所は補助対象外とする。 3 各介護予防サービスは補助対象外とする。 4 同一の事業者が同一の住所地において、上記に掲げる複数のサービスを提供している場合にあっては、1事業所とみなす。 5 共生型サービスを行う介護サービス事業所にあっては、本補助金による交付申請のみ行うものとし、障害福祉サービス等事業所に対する物価高騰対策の補助金を重複して申請、交付を受けることはできない。

（補助金の額）

第3条 1事業所当たり100,000円とする。

2 新規開始、休止又は廃止により、令和6年度における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。

なお、感染症患者等の発生により事業所等を臨時休業した場合等については、事業所等の休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業所は、令和7年2月28日までに、令和6年度仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により、申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

（1）施設別申請額一覧（別紙1）

（2）施設別個票（別紙2）

3 第1項の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

（1）暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団

員等

- (2) 申請日時時点で、休止又は廃止を予定している施設

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和7年3月31日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を市に報告するとともに、第3条第2項に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。(あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。)
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条第1項の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、仙北市介護保険施設等物価高騰対策事業費（訪問系）補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、規則第14条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 本補助金は、規則第14条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 10 条 補助金の支給の決定を受けた者は、補助金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 20 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限りその効力を失う。